

令和 3年 2月 1日

第842号



ヤマダ総合公認会計士事務所

代表 山田 良平

〒124-0012

東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル

TEL : 03-3694-6091 FAX : 03-3691-6680

ミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

コロナウイルス理由の納税猶予税額1兆円超える

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な納税者に対し設けられた「納税の猶予制度の特例（特例猶予）」の適用状況（令和2年4月30日～11月30日適用分）がこのほど国税庁から公表されましたが、猶予申請が許可された件数が25万521件、税額が1兆575億5900万円にのぼっていることがわかりました。

猶予申請の適用税額に占める割合が最も多かったのが消費税・地方消費税の61.8%で、法人税の26.6%を加えると全体の9割近くを占めました。ちなみに、既存の納税の猶予制度の適用（平成30事務年度、申請によるもの）は、件数が4万1871件、税額が694億8700万円でした。

特例猶予は、納税が無担保で1年間猶予されるうえ、既存の猶予制度と異なり延滞税も不要の特例制度です。1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）に事業等に係る収入が前年同期に比べて20%以上減少、2) 一時に納税することが困難、のいずれも満たす場合に適用され、昨年2月1日から本年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。適用を受けるには、納期限までに申請書の提出が必要となりますが、やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できます。なお、本特例制度は、昨年4月30日に施行されたものです。

* 詳細はこちらからご確認いただけます。

報道発表資料「納税の猶予制度の特例」の適用状況（令和2年4～11月分）：国税庁 令和3年1月14日

<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0021001-062.pdf>